

梅原克彦殿

梅原仙台市長の靖国神社参拝に対する抗議申し入れ

私たちは、一九六九年に「靖国神社法案」が国会に上程されて以来、仙台を中心にした宮城県の多くの有志（宗教者、教育者、学者、弁護士等から成る加盟四八団体）が一つとなり、毎年、二月一日に、「二・一一信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会」を行ってきました。今年も約五百名が集い、靖国神社の持つ問題性について問い直し、デモ行進を行いました。

さてこの度、梅原市長は市長という公職にありながら、去る八月一五日に靖国神社を参拝し、さらに小泉首相の憲法を無視した言動に「敬意を表する」旨の発言をされました。私たちはこれを遺憾とし、特に次のような理由により、強く抗議するものです。

一 靖国神社は宗教法人格を持つ一宗教団体であり、その靖国神社を八月一五日に参拝したことを堂々と公表されることは、憲法第二十条第三項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」、及び憲法第九十九条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」に明らかに反する行為です。貴殿が今後二度とこのようなことをなさないよう、強く望みます。

このような行動に対して「個人の信仰の自由」を持ち出して弁解することの詭弁性は、中曾根元首相さえも「首相である者に私人はない」旨の発言をして批判していることから明らかです。憲法を擁護し尊重する態度の範を示さなければならぬ市長として、今回の行為が大きく憲法から外れたものであったことを反省して下さい。

二 靖国神社の問題は、祀られているA級戦犯をどうするかだけの問題ではありません。先の戦争で千八百万ものアジアの人々を死に至らしめた罪の責任を本当に自覚しているのかどうか問われる問題であって、アジアの人々はその点をA級戦犯の扱いにも見ているのです。本当にこの罪の自覚があったら、アジアの被害者の思いを軽んじ、なおかつ、戦争遂行のために建てられたことがはっきりしている靖国神社に参拝することはできないはずです。今後、仙台市がさらに一層アジア諸国と真の友好を結び、日本政府に対しても良き範を示すことができるように、市長としての務めを果たして下さい。

二〇〇六年九月一日

靖国神社国家管理反対宮城県連絡会議

事務局長 上山修平